

○総務省告示第 号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成 年総務省令第 号）の施行に伴い、平成二十六年総務省告示第三百三十九号（キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件）は、平成〇 年 〇月〇 日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏